

令和5年第5回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月9日(火) 午後2時～午後4時
2. 開催場所 唐津市文化体育館 2階会議室
3. 出席委員

1 番 山崎正廣	2 番 中山政俊	3 番 平田菊典
4 番 井手創一	5 番 大場將夫	6 番 山口正則
7 番 白津知範	8 番 石川利恵	9 番 曲淵俊之
10 番 古賀由紹	11 番 宮崎太享	12 番 山添 明
13 番 袈裟丸一彦	14 番 河上和則	15 番 宮崎隆広
16 番 能隅良子	17 番 吉田 哲	18 番 堤 正廣
19 番 阿部 太		
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第25号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第26号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第27号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第28号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第29号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	橋本 賢明
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	田中 恭子
振興係主査	山崎 友美
振興係職員	池部 克
浜玉分室職員	前田 美穂
巖木分室職員	竹巖 大紀
相知分室係長	富田 浩之
北波多分室職員	吉田 幸司
肥前分室職員	宮崎 将也
鎮西分室職員	佐々木 貴浩
七山分室係長	阿賀野 忠司

7. 審議の内容

事務局長	定刻前ではありますが、始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会は19名、委員全員の出席であります。よって本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶をお願いいたします。
山崎正廣会長 (議長)	(会長の挨拶) それではただいまより令和5年第5回唐津市農業委員会の総会を開会いたします。なお、本日の議事録署名人に議席番号2番中山政俊委員、議席番号3番平田菊典委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。
事務局長	それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第25号農地法第5条の規定による許可申請について、これにつきましては、議案集2ページ、整理番号5番が事業者の都合により取り下げられましたので、ここに7件の予定でございましたが、議案第25号6件です。議案第26号農地法第4条の規定による許可申請について5件、議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について7件、議案第28号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について38件、議案第29号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について2件、計58件でございます。以上ご審議ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。なお、個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧ください

たいと思います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第25号から第29号までの5議案58件であります。なお傍聴の方は、自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをしておきます。これより審議を行います。議案集1ページ、議案第25号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の1ページ、整理番号1番について説明させていただきます。農地係の中田といいます。どうぞよろしくお願いいたします。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は376平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、まず一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、令和5年7月に

着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路占用許可申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、周囲にはコンクリートブロックを新設し、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および北側道路に集水枥および排水管を埋設して側溝へ流す計画で、汚水も北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。本日机の上にお配りしております農地転用許可基準表をご覧くださいますと、その第3種農地の8番の所になります。その文言を申し上げます。都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域になります。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

白津知範委員 5月の2日の日に東部調査会で調査をいたしました。当該地は〇〇〇〇の南側にあり、周りはすべて住宅地ということで、問題がないということで了解を得ましたので、ここに報告をいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 1 ページ、整理番号 2 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 2 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、畑 1 筆、面積は合計で 4 6 8 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 4 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、法定外公共物（道路、水路）占用許可申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状

のまま利用し、周囲にはコンクリートブロックを新設し、南側の道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する排水設備を介し、北側の水路へ流し、汚水も新設する排水設備を介して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から条件付き同意の意見書が提出されています。なお条件につきましては、転用履行に際し、被害防止の確約書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項5番に該当します。この5番についてですが、第3種農地になることが見込まれる区域で、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益施設が連たんしている区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ヘクタール未満であるものとなっております。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

堤正廣委員 はい。18番の堤です。5月2日に調査を行いまして、何ら問題がなかったことをご報告いたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、

挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 1 ページ、整理番号 3 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 3 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、面積は 4 0 1 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 7 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、法定外公共物（道路）改築、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大 4 0 センチメートルの盛土を行い、整地し、北側および東側にコンクリートブロックを新設、西側は既存分を利用し、南側はセットバックを行い、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は

自然地下浸透および越流分は南側新設道路側溝へ流し、汚水も南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。これは都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域に当たります。許可の基準は1番となっております。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

古賀由紹委員 失礼します。10番の古賀でございます。今月2日の日に調査会で現場を確認いたしました。恐縮でございますが、資料のほうの7ページと8ページを見ていただいて、7ページのほうの申請地の上、北側ですが、駐車場となっております。それから8ページの右下、北側、先ほどの駐車場と呼んでいる所が、北側が水路、山林、宅地、道路となっておりまして、この山林というのが実際の字図では山林になっているので、それが反映されておりますが、現場はもう既に駐車場となっております。そういうことでありましたけれども、内容的には何ら問題がなくてですね、転用はしょうがないというふうな調査会での判断でございました。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集２ページ、整理番号４番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の２ページ、整理番号４番について説明させていただきます。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は４５３平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の１０ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、１１ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、１２ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、西側には擁壁を設けて土留めを行い、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然

地下浸透および越流分は南東側の既存集水桝から歩道内の排水暗渠に放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項3番に該当します。高速道路その他自動車専用道の、インターチェンジから概ね300メートル内に位置します。許可の基準は1番となっております。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 吉田です。ここは3日の日に現地調査をいたしまして、田になっていますけれども、ここは畑として使用されておりました。それで今現在もう何もしてないということで、何も問題はないだろうということでございました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号6番を議題と

農地係長

します。それでは事務局に概要を説明させます。

はい。整理番号6番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑4筆、面積は合計で1,157平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、建売分譲住宅および駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の16ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、17ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、18ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大2.6メートルの盛土を行い、整地し、東側は既存石積みおよびブロック積みで土留めを行い、その他は法面保護を行い、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は東側の県道道路側溝へ放流させ、汚水は新設の合併浄化槽を介して東側の県道側溝へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

	立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。内容は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地になります。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。 整理番号6番について説明を終わります。
議長	地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。
山添明委員	はい。12番の山添です。ただいま事務局からの説明通り間違いございません。場所は、〇〇〇から〇〇〇の〇〇〇に行く道の中に現場はありまして、5月の2日の日に西部の委員さん方と現地を調査しましたが、何ら問題はなかろうということでありましたので、皆さん方のご審議よろしく願います。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集3ページ、整理番号7番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。議案書の3ページ、整理番号7番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、

議案書記載のとおりです。地目は田 38 筆、面積は合計で 27, 115 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、資材置場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 19 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、20 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、21 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工協議、河川法第 24 条占用協議、法定外公共物（水路）用途廃止および形質変更申請協議、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大 6.48 メートルの盛土を行い、整地し、周囲の土羽には法面保護を施し、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および敷地内に新設する排水設備を介して 5 か所の新設沈砂池へ流し、既存排水路を経由して、北側の河川へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第 2 種農地の該当事項 6 番に該当します。中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない

	小集団の生産性の低い農地になります。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。 整理番号7番について説明を終わります。
議長	地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。
河上和則委員	14番河上です。南部調査会としては5月2日に全員で現場の確認、それから〇〇〇〇〇〇〇〇〇のほうから説明を受けて見たところです。で、この資料の20ページにありますところの白い部分、これが現状のまま残されると、5月2日の時には聞いておりましたが、本日午前中に再び〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんのほうから説明を受けたらですね、この高さは周りと同じ高さにまでして、悪影響がない状態にするということを知りましたので、南部調査会としては問題なかろうというふうに確認したところであります。以上です。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。(古賀委員「はい。」) はい。古賀委員。
古賀由紹委員	10番の古賀でございます。今ご紹介いただいた、この囲まれた所が非常に心配でございました。で、もう1点確認ですが、この3筆の土地に入口はこの20ページで見ますと全部四角で囲まれているのですが、どこが道路になるのかなという、ちょっと確認のお尋ねでございます。以上でございます。
議長	はい。事務局のほうから。
農地係長	はい。21ページの土地利用計画図を見ていただきますと、

ちょうど真ん中のへんに、この農地へ道路から入る道がございまして、そこのちょうど鍵のようにになっている所に、ここちょっと白くなっていますけど、ここを農道が走つとるとですよね。それをとりあえずは使つとって、あと嵩上げしたらまた同じ高さにするという事は聞いております。

議長 よろしいでしょうか。はい。ほかに皆さんのほうからご意見ございませんか。(袈裟丸委員「はい。」) はい。袈裟丸委員。

袈裟丸一彦委員 13番袈裟丸です。図面を見ますと、谷間に造成されているようでございますが、計画の中では沈砂池で、その中で水を処分するようになっておりますが、これよりか地域外に水が出て行くような影響があつて、ほかの農地等に影響が出るようなことはありませんか。

議長 はい。事務局のほうから答えてください。

農地係長 この北側のほうが河川となりまして、この河川のほうへ流す流量計算等もして、沈砂池を5か所設けておるということは聞いております。で、これよりですね、北東側に農地がありますけど、そちらのほうにはちょっと流れないように、一番東側にも沈砂池を設けて川へ流すことは聞いておりますので、そちらの先の農地の影響はないかとは思いますが、手前のほうにはもう農地はありませんので、そうですね、東側に影響がなければ、特に農地への影響はないのかなというふうに考えております。

議長 よろしいでしょうか。はい。今日は午前中に現地を私達も確認をしてきました。2町7反に余る広い面積でございます

ので、この件は皆さん今日可決をしていただければ、今月の
15日に県の常設審議委員会のほうに提案をされますので、
そこでまた審議をしていただくというふうな方向になります。
そして最終的に県のほうが判断を下していただくという
ことでございますので、今日は皆さん方のご意見を伺いたい
と思います。ほかにご意見ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入
ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、
挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を
いたしました。次に議案集4ページ、議案第26号農地法第
4条の規定による許可申請について、整理番号1番を議題と
します。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の4ページ、整理番号1番について説明します。申
請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記
載のとおりです。地目は畑1筆、面積は185平方メートル
です。現況は、休耕地となっております。目的は、一般住宅
です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のと
おりです。申請地の位置および申請地の地目等については、資
料図の22ページから24ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性につ
いて、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果

通知書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画で、一部舗装されていたので始末書が添付されています。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、南および西側は既存のコンクリートブロックを利用し、北側道路から私道を通り、出入口とする計画です。排水について、雨水は溜桝を介して既存の排水設備を介して北側の道路側溝へ流し、汚水も新設排水設備を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者からは条件付き同意、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。なお、条件につきましては、転用履行に際し、被害防止の確約書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域になります。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

古賀由紹委員 10番の古賀でございます。今月2日の日に東部調査会のメンバーで現地確認をしました。申請者の〇〇〇〇が近所にいらっしやいまして、その方からもいろいろ説明を伺ったところでございます、(申請者事情の詳細)…。もう宅地に囲

まれた所でございますので、特に農業関係の影響というのは少ないのではないかとということでございました。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集４ページ、整理番号２番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号２番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は４４２平方メートルです。現況は、野菜畑になっております。目的は、貸店舗です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の２５ページから２７ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の預金残高証明および融資証明書が添付されています。転用については、令和５年８月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事

関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、北および南側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は東側の道路側溝を介して南側の既存道路へ流し、汚水も新設排水設備を介して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域になります。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 吉田です。ここも3日の日に現地調査をいたしまして、野菜をちょこっと作ってあるぐらいの所でして、また、周りには農地はありませんので、何も問題なかろうということでございました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

古賀由紹委員 失礼します。会長よろしいでしょうか。

議長 はい。失礼しました。古賀委員。

古賀由紹委員 何度もすみません。初めてなものですから。申請者は非常に熱心な農家の方でいらっしゃいます。で、既に法人化もされておりまして、気になっているのが貸店舗という形態で

ざいます。私の認識では、直売や教室なんかもされている熱心な方でございまして、法人のほうに貸しつけられるという意味なのかなと想像したものですから、確認でございます。以上でございます。

議長 事務局のほうから。

農地係・槻木 はい。貸店舗の店舗がですね、〇〇さんのための〇〇〇のために建設されるということで貸事業をされるということでした。

議長 よろしいですか。はい。ほかにございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集４ページ、整理番号３番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 整理番号３番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑２筆、面積は合計で１，３８７平方メートルです。現況は、山林になっております。目的は、植林です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の２８ページから３０ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可がいることを知らずに、平成元年頃、〇〇を植林して山林として利用されており、これについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについては、特にありません。排水については雨水のみで、自然地下浸透および越流分は南側の河川へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地になります。許可の基準は1番となっております。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

曲淵俊之委員 9番曲淵です。5月2日に南部調査会で確認を行いまして、もう既に植林も30年を過ぎておりまして、立派な〇〇林になっているということで、転用やむなしと判断しています。以上です。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、

挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 5 ページ、整理番号 4 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 4 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 2 筆、面積は合計で 2, 4 7 9 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、堆肥盤および飼料置場です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の 3 1 ページから 3 3 ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金通帳の写しが添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。既に整地をされてしまっており、始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、西側道路から私道を通り、出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透させ、ふん尿は新設する堆肥盤でおがくずに吸着、発酵させ、堆肥化して圃場に散布させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項 1 番に該当します。市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地として判断しております。許可の基準は 2 番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集５ページ、整理番号５番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

- 24 -

氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は278平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、一般住宅です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の34ページから36ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大1メートルの盛土を施し、整地し、周囲にはコンクリートブロックを新設、南側の既存進入口を通り、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設の溜桝を介して既存の進入口の側溝を介して東側の道路側溝へ流し、汚水は新設排水設備を介して既存の合併浄化槽へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地となります。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長

地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いいたします。

袈裟丸一彦委員

13番袈裟丸です。5月8日の日に西部調査会で現地を確認いたしました。申請地は自分の畑の中でありまして、その近くに〇〇が建っております。(転用事情の詳細)…ということで、それから少し離れた場所に申請地ができております。8日の日に見た場合、周りは下のほうが自分の土地でありまして、排水等もそこで処理するようにできております。そして広い土地でありますので、周りに迷惑がかかるようなことはありませんでした。以上です。皆さん方の審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集6ページ、議案第27号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号1番から議案集7ページ、整理番号7番までの7件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概

要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 6 ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件が 6 件、使用貸借権の設定に関する案件が 1 件の合計 7 件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書 1 ページから 4 ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第 3 条の第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。皆さんお疲れだと思います。ここでしばらく休憩をとりたいと思います。15 時 20 分に再開をしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

15 時 10 分 休憩

15 時 20 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜

議長 時間が来ましたので、会議を再開したいと思います。議案集 8 ページ議案第 28 号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について（所有権）整理番号 1 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 はい。農業委員会振興係の田中と申します。よろしくお願いいたします。まず、農業経営基盤強化促進事業について、簡単に説明をしていきます。農業経営基盤強化促進事業というのは、農地の売買ですとか農地の貸し借りにつきまして、市のほうで定めております「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」というのがございまして、それに沿って農用地利用集積計画を作成いたしまして、担い手への農地の集積を進めていくというものになってまいります。農業委員会では、出し手と受け手の申出に基づきまして、市に対して農用地利用集積計画の作成を要請するために、今回総会でお諮りするものでございます。なお、こちらの農業経営基盤強化促進法という、もともとの法律があるんですが、こちらの分につきましては、昨年改正が行われまして、4 月 1 日から施行されております。改正後の法律におきましては、各地域ごとの地域計画を策定するということになっておりまして、今後は地域計画を基に農地の担い手への集約や集積を進めていくということになってまいります。地域計画につきましては、また改めて時間をとりまして説明をさせていただきますけれども、これまでの基盤強化促進事業によります農用地利用集

積計画の作成要請と、後で審議をいたします、集積計画一括方式につきましては、農業経営基盤強化促進法附則の５条第１項の規定によりまして、今後地域計画が策定されるまでの間、最長で令和７年３月末までは経過措置といたしまして、これまでどおり手続きを行います。

それでは所有権につきまして、整理番号１番の説明をいたします。旧農業経営基盤強化促進法第１５条第１項の規定によります農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められましたので、市長に対し要請をするものです。譲渡人、譲受人の住所、氏名、申請農地および移転する所有権の内容等につきましては、議案書に記載のとおりです。計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。具体的には、地域の担い手であること、農地を全部効率的に利用できること、農業に常時従事するということです。以上で説明を終わります。

議長      本案について、質疑や異議はございませんか。（古賀委員「はい。」）はい。古賀委員。

古賀由紹委員      古賀でございます。度々申し訳ございません。初めてなものですから。基盤強化促進事業による所有権移転の場合に、確認なんですけれども、税制優遇制度が適用されるというふうになっていたように思うんですが、今回のもそれに該当するというふうに理解してよろしゅうございますか。以上でございます。

振興係長

はい。お答えいたします。今回の所有権移転の分につきましては、売り手、買い手両方に税制の優遇制度がございます。内容といたしましては、売り手さんに対しましては譲渡所得、売買した金額につきまして８００万までの所得の控除がございます。失礼しました。譲渡所得に対する特別控除の適用がございます。また、買い手につきましても、不動産取得税と登録免許税につきまして、軽減の措置がございます。そちらの分もどちらも適用ということになってまいります。以上です。

議長

よろしいでしょうか。はい。ほかに皆さんご意見ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集９ページ、議案第２８号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について（利用権）を議題とします。整理番号１番から、議案集１６ページ整理番号３７番までの３７件につきましては一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | 要を説明させます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 振興係長   | <p>それでは説明いたします。農地の貸し借りの内容になってまいります。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等につきましては、議案書記載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定が30件、使用貸借権の設定が7件です。面積は合計で135,460.76平方メートルです。計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。</p>                                                                                                                            |
| 議長     | <p>それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。</p> <p><b>【議案確認】</b></p> <p>（古賀委員「はい。」）はい。古賀委員。</p>                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 古賀由紹委員 | <p>度々ですみません。資料を見ていただいている間に1点だけ確認というか、資料の整理のしかたを教えてくださいたいんですけども、9ページの1番でいいますと、申請農地面積、これは再設定の場合なんです、申請農地面積が経営面積経営能力の中にある借入地の数字の内数になっているというふうに私は思っています。そういう理解でいいのかな。その上で見ていきますと、10ページの10番なんです、一番下でございます。ここは新規というふうになってございますが、賃借権じゃなくて使用貸借というかたちですが、申請農地面積の数字と、それから借地面積ですね、が一緒になるんですね。で、たまたま既存に借りてあった数字と一緒にするのかですね、資料の整理のしかたを教えてくださいたいと思</p> |

います。

議長

はい。事務局のほうから説明をしてください。

振興係長

はい。説明いたします。農地の借入面積と申請農地の面積の関係になりますけれども、先ほどのご指摘がありました所につきましては、新規ということになっておりましたが、そこは再設定の誤りになるのかなと思っております。申し訳ございません。基本的には、それに関しましては、15番の借入地2,537平方メートルの分もそれに当たるのかと思っております。再設定の誤りになります。申し訳ございません。こちらの分につきましては、備考欄に再設定、新規と2種類あるかと思えますけれども、再設定の分につきましては、内数になってまいります。現在借りてある所を引き続き借りる分につきましては、再設定ということになりまして、借入地の内数ということに入っております。で、右側に新規というふうに書いてある分につきましては、今度新たに借りる所ということになりますので、借入地の内数には含まれないということに基本的にはなるかと考えております。今回そういったので、再設定と新規の分に誤りがありまして、申し訳ございませんが、そういったかたちで整理をさせていただいているところでございます。以上になります。

議長

おわかりいただけたでしょうか。2件だけかな。違うとは。10番と15番。

振興係長

なので本来、すみません、再設定となる場合は、11番のように内数が中に入ってくるかたちになってまいります。で、

ほかに借入地の農地がある場合は、含まれた所に入ってきますので、そういった整理でさせていただいているところでございますが、すみません。いくつか誤りがありまして、申し訳ございませんが、そういったかたちで整理をしているところです。

議長 わからない所がございましたら、ご質問をお願いしたいと思います。非常に多い、37件でございますけれども、皆さんお目通しされたでしょうか。お諮りをしたいと思います、まだ早かですかね。それでは本案につきまして質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集17ページ、議案第29号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について（利用権）を議題とします。整理番号1番および2番の2件については一括審議としたいと思います、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。それでは説明いたします。旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、市長より依頼のあった農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について回答をするものです。この農地中間管理機構が同時に権利の設定等を行う集積計画一括方式は、農用地の出し手と受け手の調整が整っている案件につきまして、農用地配分計画によらず受け手に権利の設定がなされ、市の集積計画のみで手続きが完了する仕組みになっております。こちらも最初に説明いたしましたとおり、地域計画策定までの間は、従来どおりの手続きを行うこととなっております。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等につきましては、議案書記載のとおりです。権利の種類は、すべて賃借権の設定です。面積は、合計で6,842平方メートルです。計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

**【議案確認】**

本案について、質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。以上をもちまして、議案第25号6件、議案第26号5件、議案第27号7件、議案第28号38件、議案第29号2件、計5議案58件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。皆様方には長時間の熱心なるご審議をいただきまして、ありがとうございました。